

計画の概要	計画策定の全体のスケジュール			
	ゼロベース (必要性を判断)	第1段階 (方向性を検討)	第2段階 (骨子を策定)	第3段階 (素案を策定)
県民参画の時期	—	—	—	令和7年12月
県民参画の手法				パブリックコメント
対象者	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第8条により策定が規定されており、計画に掲げる事項についても 法律に定められていることから、第3段階のみ実施。			県民
実施内容				計画の素案に関して広く県民から意見を募集し、21件の意見が寄せられた。